

奈良県介護人材確保対策総合支援補助金

介護職員初任者研修支援事業に係る補助金額等の基準について

第1 補助金対象事業

介護業界への参入を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が、チームケアの一員として質の高い介護サービスを提供する担い手となるよう、介護職員初任者研修受講に要する経費に対し助成する。

第2 補助事業者

- (1) 市町村
- (2) 指定研修機関

第3 補助金対象

- (1) 市町村が、介護職員初任者研修修了後1年以内の者に対して管内の事業所等に一定期間就業したことを条件に助成する場合
- (2) 県内の指定研修機関が、県内の事業所等に所属する職員に対して研修修了を条件に減免する場合

第4 補助対象経費及び補助額等

- (1) 補助対象経費は、介護職員初任者研修受講に要する経費とする。
- (2) 補助基準額は、一人当たり50,000円を上限とする。
- (3) 補助金の額は、上記(1)の補助対象経費額と上記(2)の補助基準額を比較して、少ない額の方を選定する。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

附則

この基準は、平成27年7月8日から適用する。